

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月 日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県高浜市豊田町二丁目 1番地1

氏 名 株式会社豊田自動織機 高浜工場

執行職 木全 春彦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0566-53-7029

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	株式会社 豊田自動織機 高浜工場
事業場の所在 地	愛知県高浜市豊田町二丁目 1番地1
計画期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	31：製造業 輸送機械器具製造業
②事業の規模	製品出荷額： 25,428,700 万円
③従業員 数	2,297 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境マネジメントの推進体制は、別紙2参照
 廃棄物の適正処理の管理体制は、別紙3参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2年度）実績】	
産業廃棄物の種類	別紙4のとおり
排出量	t
(これまでに実施した取組) ・脱水機の適正な運転	

②計画

【目標】	
産業廃棄物の種類	別紙4のとおり
排出量	t
(今後実施する予定の取組) ・従来の活動（脱水機の適正な運転、塗着効率の向上）を継続	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類 → 別紙5参照 ・分別に関する取り組み → 受入時や環境道場を利用して 廃棄物の分別に関する教育を実施
-----	---

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし（従来の活動を継続）
--	-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水汚泥)	汚泥 (塗料カス汚 泥)
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	661 t	152 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・脱水機 / 濃縮装置の適正な運転（脱水汚泥 / 濃縮廃液） ・水切り、乾燥（塗料カス汚泥） 			
②計画	【目標】		

	産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水汚泥)	汚泥 (塗料カス汚泥)	濃縮廃液
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	676 t	155 t	492 t
(今後実施する予定の取組)				
・従来の活動 (脱水機 / 濃縮装置の適正な運転、水切り、乾燥)を継続				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度 (2 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 6 のとおり	
	全処理委託量	t	t

		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・適正なリサイクル業者を選定して委託する ・汚泥処理の一部を認定熱回収業者へ委託 				

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙6のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への委託量が、全委託量の 99 %のため、現状を維持する
※事務処理欄	

備考

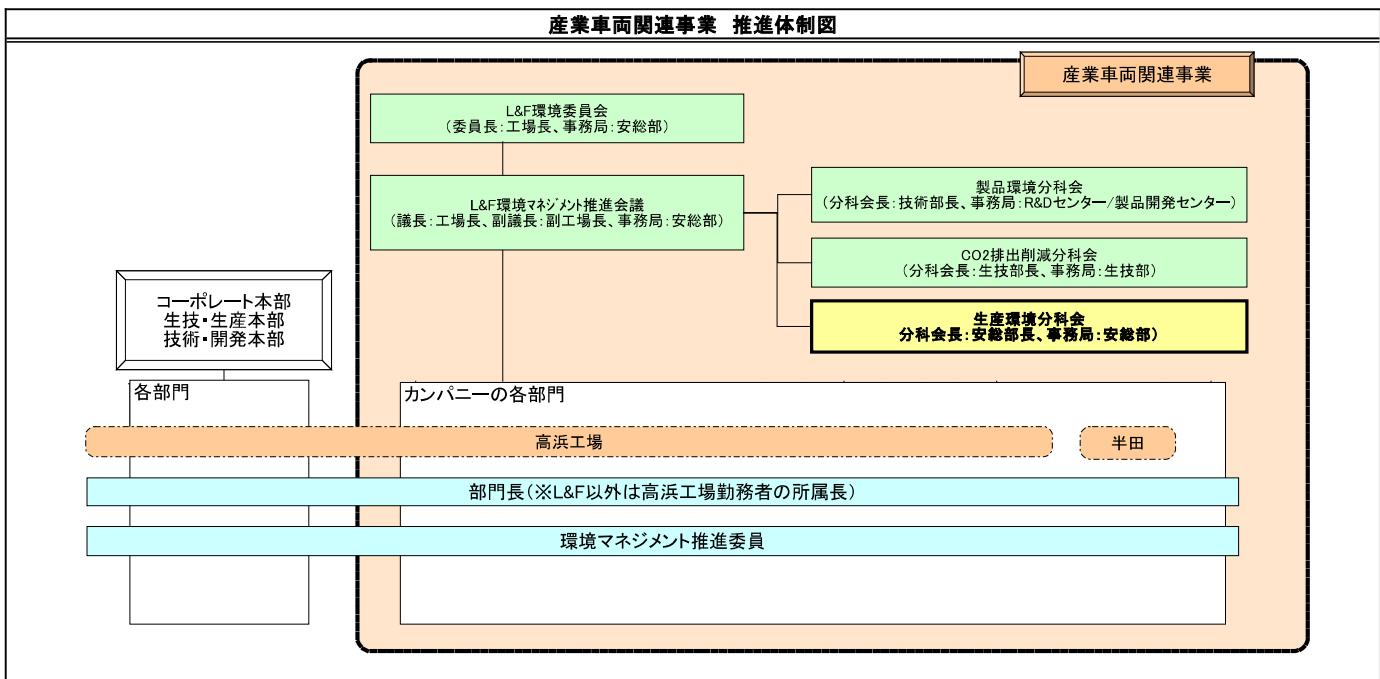
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の処理の一連の工程

【発生する廃棄物と再利用方法】

分類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	汚泥	中間処理業者	焼却	セメント原料	
	研磨粉	中間処理業者	圧縮固化	製鋼原料	
	清掃汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
	脱水汚泥	自社	脱水	路盤材	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	焼却		
	塗料カス汚泥	自社	脱水	セメント原料	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	エマルジョン燃料化		
廃油	ウエス・オガコ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	水性塗装ベース廃液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	セメント原料	
	塗料カ入D	中間処理業者	焼却	路盤材	
	濃縮廃液	自社	濃縮	路盤材	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	焼却		
廃酸	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
	化成液	中間処理業者	中和	セメント原料	
	廃酸	中間処理業者	焼却	原材料	
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	原材料	
	廃試薬(廃アルカリ)	中間処理業者	焼却	原材料	
廃プラスチック類	金属付廃プラ	中間処理業者	破碎選別	燃料・原材料	
	固体燃料廃プラ	中間処理業者	押出成形	燃料	
	水素タンク	中間処理業者	破碎	原材料	
	電着ろ液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
	塗料カ入P	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料付アルミ箔	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラスチック類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラスチック類(硬質系)	中間処理業者	圧縮固化	還元材	
木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料	
金属くず	リチウムイオンキャパシタ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	リチウムイオン電池パック	中間処理業者	焼却	路盤材	
	溶接スラッシュ・ショットカス	中間処理業者	圧縮固化	製鋼用鉄原料	
ガラス・陶磁器屑	グラスウール	中間処理業者	破碎選別	原材料	
	砥石屑	中間処理業者	焼却	原材料	
	砥石屑	中間処理業者	破碎	原材料	
鉱さい	サスマージ溶接屑	中間処理業者	溶融	路盤材	
がれき類	床材	中間処理業者	溶融	路盤材	
ばいじん	排気ダスト	中間処理業者	溶融	路盤材	
複合材	リチウムイオンバッテリ	中間処理業者	焼却	セメント原料	

産業車両関連事業 環境経営推進組織表



名称		主な役割、責任、実施事項	名称		主な役割、責任、実施事項
会議体	L&F環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニー環境経営推進上の重要課題審議・決定 ◇カンパニー環境目的・目標の示達及び達成状況確認 ◇全社EMSのレビュー結果の伝達 ◇カンパニーのマネジメントレビュー 	L&F環境委員会 委員長	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニー方針への環境対応事項の反映 ◇カンパニーEMSの推進体制整備 ◇カンパニーEMSの運用、継続的改善に必要な資源の提供 ◇カンパニーEMSに関する運用状況の確認及び見直し(マネジメントレビュー) 	
	L&F環境マネジメント 推進会議議長	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニーEMS運用に関する課題審議・決定・伝達 ◇年度目標の審議・決定 ◇年度目標の達成状況の監視 	L&F環境マネジメント 推進会議議長	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニーEMS運用に関する実務統括 ◇改善の提案を含めたEMS運用状況のL&F環境委員会への報告 	
	製品環境分科会	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニーの自らの製品に関する下記事項の審議・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・製品に適用される法その他の要求事項順守状況の確認 ・製品開発段階での環境影響評価、リスク低減活動 ・年度目標の立案、関連部署への周知、進捗確認 ◇製品技術委員会からの展開事項確認・横展 	専門分科会 分科会長	<ul style="list-style-type: none"> ◇分科会の役割を果たすための組織の確立と活動の統括 	
	生産環境分科会	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニーの生産活動に関する下記事項の審議・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関連サイトに適用される法その他の要求事項順守状況の確認 ・関連サイトの環境異常に関する未然防止活動 ・年度目標の立案、関連部署への周知、進捗確認 ◇生産環境委員会からの展開事項確認・横展 	サブ長 ・高浜工場長 ・トレーニングセンター長	<ul style="list-style-type: none"> ◇サブに適用される環境関連法の順守 ◇サブ管理上重要な環境リスクの把握、軽減、及び是正/予防処置の指示 ◇緊急事態への準備及び発生時の的確な対応 ◇近隣住民等の利害関係者とのコミュニケーション ◇サブ管理結果のプレゼンへの報告 	
	CO2排出削減 分科会	<ul style="list-style-type: none"> ◇CO2排出削減に関する、年度目標の立案、関連部署への周知、進捗確認の審議・推進 ◇全社CO2排出削減会議からの展開事項確認・横展 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ◇各会議体の委員長、議長、分科会長、およびサブ長の実務代行 ◇関連部門への情報伝達、実務対応事項の調整 ◇EMS進捗状況の各会議体の委員長、議長、分科会長、およびサブ長への報告 	
			部門長	<ul style="list-style-type: none"> ◇業務に起因する環境側面の特定 ◇業務に関連する法的及びその他の要求事項の把握、順守 ◇環境方針、目的と整合した目標、実施計画の策定 ◇目標達成に向けた活動の実施、進捗確認 ◇自部署マネジメント、関連部署との内部コミュニケーション 	
			環境マネジメント 推進委員	<ul style="list-style-type: none"> ◇EMS運用における部門長補佐 ◇カンパニー内・及び高浜工場内コミュニケーションの細部補完、情報授受 ◇環境マネジメント推進会議等事務局からの展開事項の部内展開・周知 ◇環境異常ヒヤリ発生時の原因追究への協力 	

高浜工場公害防止組織表

公害防止統括者	工場長			
公害防止統括者の代理者	副工場長			
		事務局	安全・総務部 環境G	
区分	公害防止関連		廃掃法関連	浄化槽法関連
	公害防止管理者 (大気関係)	公害防止管理者 (水質関係)	廃棄物処理 責任者	特別管理 産業廃棄物 管理責任者
	正・副	正・副	正	正

別紙4

2021/6/21作成

(株)豊田自動織機 高浜工場

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

【令和2年度 実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス ・陶磁器屑	鉱さい	がれき類	ばいじん	複合材	(t) 計
排出量	1,094	689	54	60	268	82	14	1	6	1	2	2	2,272

【令和3年度 計画】

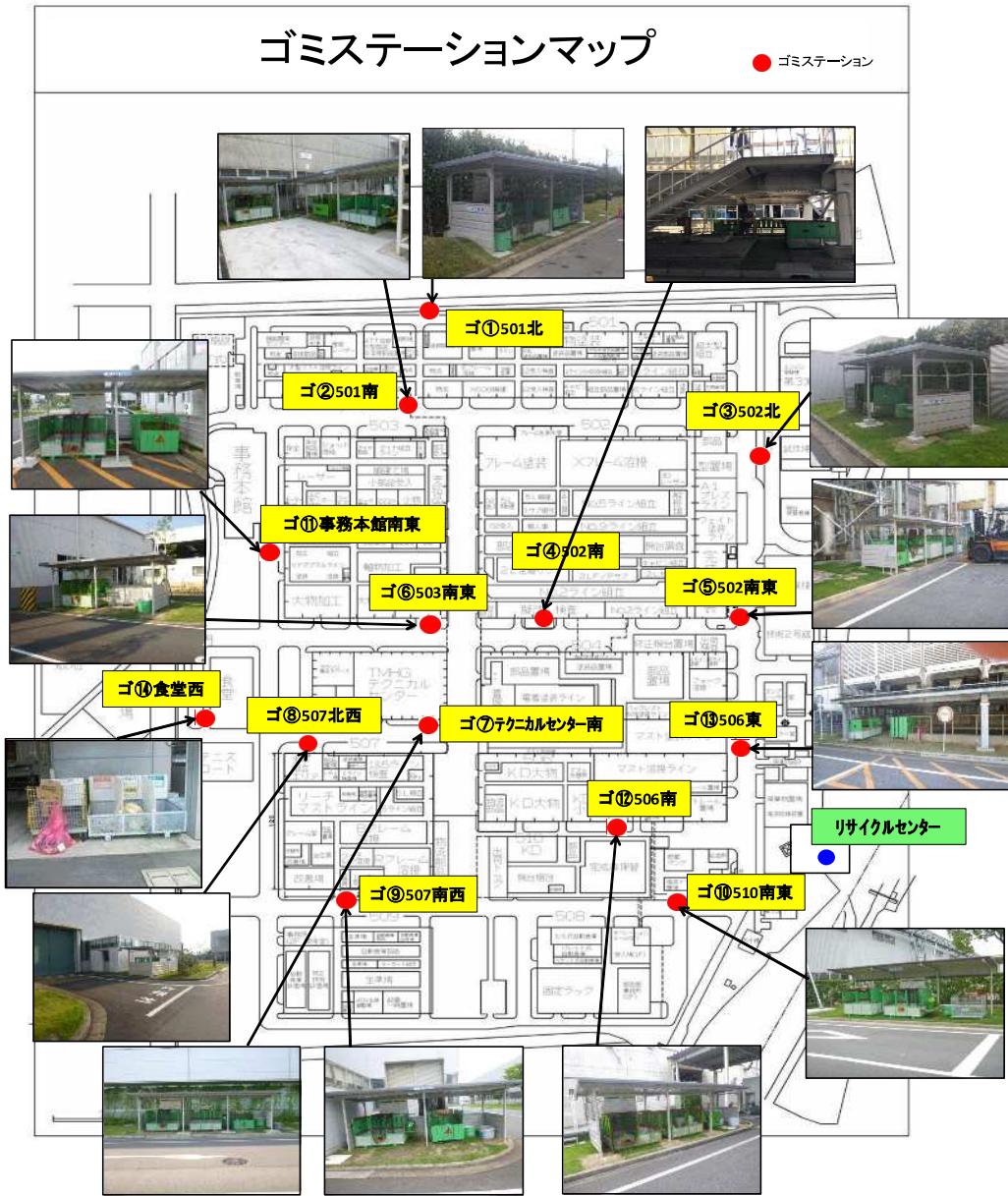
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス ・陶磁器屑	鉱さい	がれき類	ばいじん	複合材	(t) 計
排出量	1,117	704	55	61	274	84	14	1	6	1	2	2	2,321

廃棄物・有価物分別表

I. 分別基準

種類	分別名称	分別基準	概要	例	注意点	荷姿	置場	事前連絡期日	排出部署 (カッコ内は工程)
一般廃棄物	生活ゴミ	・産業廃棄物以外の廃棄物(焼却できるもの)で、ティッシュ、お菓子の包み紙、タバコの箱、マスク	一般家庭から発生する可燃ゴミと同レベルのもの	弁当などの食品系空容器	・業務で発生したものは入れない ・生ゴミは水気を切る	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	タバコの吸いがら	・タバコの吸いがらとマッチの燃えがら	—	—	・火事にならないように水をかける等の処置をし、消火を確認してから捨てる	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
産業活動で発生する廃棄物	資源紙	・紙類の有価物(古紙や雑誌等)に該当しない紙で、泥や油などの汚れがないもの	A6以下の紙、離ケイ紙、のり付紙、ふせん紙、カーボン紙(裏が黒いもの)	—	・紙類の有価物として捨てられるか確認してから捨てる ・ホチキスは外す	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	資源プラ	・プラスチックのみでできている製品で、汚れないもの(金属がついてないもの) ・ラミネート処理した紙	包装フィルム、フラハンド、発泡スチロール、スponジ、トレイ、スponジ、ラミネート処理した紙	リップ(PVC)、フェノール樹脂(PF)、ポリエチレン樹脂(FRP)は資源プラに分別する	—	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	廃プラ(硬質)	・硬くてプラスチックの製品で出来ているもの ・金属の重量が全体の2割以下のもの	リットのインパク、プラスチック製の棚、CDケース(ハード)	—	—	リサイクルセンター	排出当日まで	製造部・生管部	
	金属付廃プラ	・金属がついている廃プラで、金属の重量が全体の2割以上のもの	イスや机、金属より樹脂が多いもの、LED CD(本体)	—	—	リサイクルセンター	排出当日まで	全部署	
	廃プラ・ゴム	・汚れがついているもので、資源紙・資源プラに分別できないもの ・廃プラ(硬質)、金属付き廃プラに分別できないもの (No.3~6は除外)	カーテリッジ類、輪ゴム、ベン、マグネット、塩ビ、フェノール樹脂や油がついた汚れのひどい紙、固体パラフィン、樹脂、ポリエチレン樹脂を含むもの、CDケース(ソフト)	—	・ゴミ袋に入らないものは廃プラ(硬質)として捨てる ・金属を含むものは金属付廃プラとして捨てる	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	水溶性廃油	・油と水が混ざっている廃液で、濃縮装置で濃縮するもの	501大物部品塗装や503切粉処理場から出る洗浄液、切削油(水溶性)	—	・フォーカリフトのラジエーター液(LLC)は油泥へ分別する	ドラム缶(青)	リサイクルセンター	—	製造部
	化成廃液	・被膜化成工程で発生した廃液	槽の清掃時の残液	—	・塗装処理場へ排出しない ・廃棄時は、送水予定量確認表をリサイクルセンターに送付する	—	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部(被膜化成工程)
	電着廃液	・電着塗装工程で発生した廃液	槽の清掃時の残液	—	・塗装処理場へ排出しない ・廃棄時は、送水予定量確認表をリサイクルセンターに送付する	—	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部(電着塗装工程)
	汚泥	・製造工程の床面の清掃で出る泥状のもの 全般(No.12~15は除外)	スイーバーで清掃したくず、炭酸カルシウム(重曹)	—	・箇場の専用鉄箱で振るいにかけ、金属片などの異物を取り除く ・スイーバー屑は廃棄時に事前連絡しなくてよい	—	リサイクルセンター	排出当日まで	製造部
	油泥	・油を含んでいる汚泥	フォーカリフトのラジエーター液(LLC)グリス	—	・LLCは他の油と混ぜない ・グリス、マスト溶接の洗浄液は廃棄時に事前連絡しなくてよい	ドラム缶 ボリタンク	リサイクルセンター	排出当日まで	安総部・製造部・技術部実験室
	塗料汚泥	・塗装ブース(油性塗料)の沈殿物をカス池水切り場水切りした後に残った汚泥	大物部品塗装、2ラインフレーム塗装上塗り、ウエイト塗装上塗り、リヤクアスル電着塗装から出る沈殿物を水切りしたもの	—	—	バキューム車	502カス池水切り場	排出の2週間前まで	動力4課
	脱水汚泥	・塗装ブース(油性塗料)の上水を塗装処理場で脱水した後に残った汚泥	大物部品塗装、2ラインフレーム塗装、ウエイト塗装、完成車塗装、2ラインタッチアップ塗装、指定色塗装、マスト塗装、タッチアップから出る上水を脱水したもの	—	—	バッカード車	総合排水処理場 501塗装処理場	—	動力4課
	清掃汚泥	・ブースやビットなどを清掃したときに出てくる残渣	水性塗装ブースを清掃したときの残渣、雨水配管清掃時の残渣	—	—	バキューム車	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部・動力4課
	堿酸	pH2~7の廃液	バッテリー液	—	・pH2.0以下のものは腐食性廃酸(特別管理産業廃棄物)になるため、pHを測り、確認してから置場へ運ぶ ・素手で触らない	ボリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部・技術部実験室
	堿アルカリ	pH8.0~12.5の廃液	保全課のMEL-2000(機械設備用洗剤)、504電着ライン脱脂液	—	・pH12.5以上のものは腐食性廃アルカリ(特別管理産業廃棄物)になるため、pHを測り、確認してから置場へ運ぶ ・素手で触らない	ボリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部(保全課、電着ライン)
	塗料カスD	・塗装工程で余った液状の塗料	電着塗装工程、完成車塗装工程、タッチアップ工程で使用した塗料の余り	—	—	ドラム缶	リサイクルセンター(危険物置場)	—	製造部(電着塗装、完成車塗装、TP)
	塗料カSP	・ほこりなどの異物が混ざり、再利用できなくなった粉状の塗料	粉体塗装ラインから出でる塗料	—	—	バレット	リサイクルセンター	—	製造部(マスト塗装、小物粉体塗装)
	堿グリス	・半固形状の潤滑用油	エボネックスグリス	—	—	ドラム缶 ペール缶	廃油置場 リサイクルセンター	—	製造部
	研磨粉	・研削加工したときの削りカス	503アクスルシャフト、ナックル加工ラインから出でる削りカス	—	—	鉄箱	503北研磨粉置場	—	製造部(503アクスルシャフト、ナックル加工)
	排気ダスト(ばいじん)	・ばいじん発生施設で発生するばいじんで、集塵施設によって集められたもの	溶接ヒューム集塵機で集められたカス	—	—	厚めのビニール袋	リサイクルセンター	—	製造部
	サブマージアーケ接頭	・サブマージアーケ接頭で使用した被膜剤のかけら	501大型マストレール溶接	—	—	フレコンバック	リサイクルセンター	—	製造部
	溶接スラッジ	・溶接・溶断時に溶け落ちたくずをふるいにかけて、大きいくずを取り除いたもの	—	—	—	フレコンバック	リサイクルセンター	—	製造部
	木屑	・工作物の新設、除去などによって排出される木屑	梱包で使用した木枠パレット	—	・紙、ダンブル、布、ビニール、プラスチックを取外して排出する	—	リサイクルセンター	—	生管部、部物部、製造部、その他
	砥石屑	・砥石	グラインダーの砥石	—	—	—	リサイクルセンター	—	製造部
	かれき材	・工作物の新設や除去によって生じたコンクリートなどの破片	—	・破片が大きいときは、こぶし大にして排出する	—	—	リサイクルセンター	—	全部署
	グラスワール	・ガラス繊維でできた綿状のもの	配管や空調ダクトに使用した断熱材	—	・素手で触らない	ビニール袋	リサイクルセンター	排出当日まで	生技部
	アルミ箔	・塗装工程でマスキングに使用したアルミ箔	—	—	—	—	リサイクルセンター	—	製造部
	軍手、ウエス屑	・汚れた軍手、ウエス	洗濯しない使用済み軍手、油を含んだウエス	—	・油が滴る落ちるカスはリサイクルセンターの専用鉄箱に入れる	ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
	発光灯、電球	・蛍光灯	—	—	・割れたものは、袋に入れて排出する ・割れたときは、ケガに注意する	—	リサイクルセンター	—	全部署
	リチウムイオン電池	・リチウム電池	—	—	・電極を重ねると発火の恐れがあるため、重ならないようにして排出する (個別に袋詰めするか電極部分をテープで巻く)	—	リサイクルセンター	—	全部署
	その他の電池	・リチウム電池以外の電池	—	—	—	—	リサイクルセンター	—	全部署
	遮光面ガラス	・遮光面に使用されたガラス	—	—	・割れたときは、ケガに注意する	—	リサイクルセンター	—	製造部
	陶磁器	・陶磁器	—	—	・割れたときは、ケガに注意する	—	リサイクルセンター	—	全部署
	混合物ガラス	・遮光面ガラス以外のガラス製品	合わせガラス、ガラス製の鏡や灰皿、コップ、インスタントコーヒーの空き瓶、色付きのガラス	—	・割れたときは、ケガに注意する ・ふたを外して、廃棄する	—	リサイクルセンター	—	全部署
	安全靴・ブルゾン	・売店購入の安全靴、ブルゾン	—	—	—	—	更衣室入口の専用回収箱	—	全部署 全部署
特別産業廃棄物	引火性廃油	・引火点70°C未満の廃油	ガソリン	—	・容器に入れるときは、静電気による発火を防ぐために容器を7割以上満たした状態にする	一斗缶、ペール缶	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	品保部(検査課)、製造部
	腐食性廃酸	pH2.0以下の廃酸	PAC(排水処理用凝集剤)	—	・pH2~7のものは廃酸として排出するため、pHを測り、確認してから置場へ運ぶ ・素手で触らない ・作業時は保護メガネを着用する	バキューム車	総合排水処理場	排出の1週間前まで	動力4課
	腐食性廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ	マスト溶接から出る水酸化カリウム	—	・pH8.0~12.5のものは廃アルカリとして排出するため、pHを測り、確認してから置場へ運ぶ ・素手で触らない ・作業時は保護メガネを着用する	ボリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部
	感染性医療廃棄物	・医療行為により排出され、感染の恐れがあるもの	体液が付着した锐利な器具、感染性病床の治療や検査に使用されたもの	—	・ふた付の容器に入れ、飛散・流出しないようにする	ふた付容器	診療所(本社の回収待ち)	排出の1週間前まで	医局(安総)
有価物	古紙	・OA紙(A6以上)	両面印刷物、カラー印刷物	—	・片面が白紙の場合は、裏紙として利用する ・紙自体に着色されているものは雑誌 ・丸めない	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	雑誌	・業務で発生した取扱説明書、パンフレット類	色紙、封筒、包装紙、紙の手提袋、カーボン紙(裏が黒くないもの)	—	・配付物(組合パンフレットなど)は家に持ち帰る	—	ゴミステーション	—	全部署
	新聞紙	—	職場で購入した新聞	—	—	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
	シュレッダー	・シュレッダー屑	機密情報が記載されている書類を職場のシュレッダーで粉碎したもの	—	・ラミネート処理した紙をシュレッダーした場合は、資源プラに捨てる ・紙以外のものはシュレッダーしない ・機密書類を溶解処理したい時は、各自で以下のとおり実施する ①回収業者へ連絡する ワニビシアーカイブス 営業部名古屋支店 電話番号:052-954-9050 ②業者から送付される回収用紙を記入、返送する ③業者に書類を回収してもらう(初回は排出部署と回収業者の立会いの下回収する)	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署

ダンボール	・分厚い紙	ダンボール箱、厚紙、テープの芯	・箱を折りたたむ ・切れ端や小さいもの(A6が目安)は雑誌でも可 ※折りたためないタイプ(左記リンク)は直接リサイクルセンターへ持込み可とするが、金属片等が混在していないか確認すること	ゴミステーション	—	全部署
エナメル線	—	ACモータ巻線の端材	・銅線以外は入れない	501南有価物置場	—	製造部(503ACモータ組立)
ショットカス	・ショットblast使用時に出てくるカス	—	・5cm以上(縦*横*高さ)に固まっているものは碎いて5cm未満にする	フレコンバック	リサイクルセンター	—
基盤屑	・基盤	—	—	—	リサイクルセンター	—
電装品屑	・電気用品(家電リサイクル法該当品以外)	掃除機、電子レンジ、スポットクーラー、電話 CDコピー機	・スポットクーラーは事前に業者にフロンを抜いてもらつてから棄業する	—	リサイクルセンター	—
被覆銅線	・ゴムなどで覆われた銅線	ハーネス、配線	—	—	リサイクルセンター	—
バッテリー	—	リフトのバッテリー	・バッテリー液が漏れないようにする ・バッテリー液は手で触らない	—	リサイクルセンター	—
ステンレス	—	トーチノズル	—	技2号館南有価物置場 保全工具室	—	全部署
一斗缶	・一斗缶	—	—	—	リサイクルセンター	—
スプレー缶(アルミ)	・アルミ製のスプレー缶	—	・穴を開けて中身を空にする ・ノズルとキャップは取り外して分別する	ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—
スプレー缶(スチール)	・スチール製のスプレー缶	—	・穴を開けて中身を空にする ・ノズルとキャップは取り外して分別する	ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—
鋼屑特級(プレス端材)	・高さ100~300mm、長さ30~200mm、 厚み3~50mmの指定品鋼屑	502プレス端材	・例に表記しているもの以外は入れない	—	502北東プレス道路脇	—
鋼屑特級(レーザーカット端材)	・高さ100~300mm、長さ30~200mm、 厚み3~50mmの指定品鋼屑	501・503レーザーカット端材 501 ガス溶断カット端材	・例に表記しているもの以外は入れない	—	501南有価物置場 503北有価物置場	製造部(501・503レーザー、501ガス溶断)
鋼屑特級(マストS)	・高さ100~300mm、長さ30~200mm、 厚み3~50mmの指定品鋼屑	マストS	・例に表記しているもの以外は入れない	—	技2号館南有価物置場	製造部(506・507マスト溶接)
鋼屑2級	・高さ500mm以下、長さ1,000mm以下、 厚み1mm以上、奥行き500mm以下の鋼屑	鉄物、溶接品	・ボルトは全て取る	—	501南有価物置場 技2号館南有価物置場	製造部、品保部
鋼屑級外(フォーク、マストレール)	・フォーク、マストレール	—	・ハレットで排出できるのみ	ハレット	技2号館南有価物置場	—
鋼屑級外(鉄芯)	・鉄芯	—	—	専用箱	506KD大物 508ALSO	製造部、ALSO
鋼屑級外(番線屑)	・番線屑	—	—	—	技2号館南有価物置場	—
鋼屑級外(その他)	・高さ50~800mm、長さ1,001~1,300mm、 奥行き500mm以下で箱に入るもの	鉄物、溶接品	—	—	501南有価物置場 技2号館南有価物置場	—
鋼屑級外(大物)	・上記以上の大きさで置場の箱に入らないもの のうち、10tトラックに積載可能な大きさのもの (廃タイヤ含む)	—	・大物廃棄物の処分要領に従う 内規K01-006 大物廃棄物処分要領 ・10tトラックに積載できない大きさの場合は、各自で分解や切断をして積載できるようにする	各自で仮置き	—	製造部、品保部、生技部
鋼ダイ	・旋盤のような機械で切削、旋削した 鋼スクラップ(切粉)	—	—	切粉処理場	—	製造部
鉄ダイ	・銑鉄を切削、旋削したスクラップ(切粉)	—	—	切粉処理場	—	製造部
アルミ屑	・アルミ製の部品	—	—	技2号館南有価物置場	—	製造部
溶断カス(スラッジ)	・溶接・溶断時に溶け落ちたくずをふるいにかけ、 ふるいに残った大きいくず	—	—	501南有価物置場	—	製造部
返却できないプラ箱、樹脂パレ	・取引をしていない業者の部品箱、 業者名が消えている部品箱	—	・取引をしている業者名が記載されているものは No75の分別基準に従って業者に返却する	リサイクルセンター	—	製造部、部物部、生管部
油性廃油	・廃油	作動油、エンジンオイル、ギアオイル、切削油(油性)、軽油	—	ドラム缶(赤)	廃油置場	—
コンテナー	・モジュール(KD)	—	・ダンブラは取り除く	—	506東	製造部(物流課)
収 集 回 收 品	飲料の空き容器	・事務所や工場に設置されている自販機や 売店で購入した飲料の空き容器	缶、ペットボトル、カップ ・飲み残しは流しに捨てる ・職場のゴミ箱には捨てない	各自販コーナーの 専用回収箱	—	全部署
	吸収缶	・防毒・防塵マスクの吸収缶	CA-705/OV、CA-IP1/OV、 KGC-10MC-04、3311J-55-S1-OV-02	吸収缶の種類ごとに分けて置場へ持っていく	ゴミ袋(透明)	ゴミステーション
	返却できるプラ箱、樹脂パレ	・取引をしている業者の部品箱	・取引をしていない業者の部品箱や業者名が消えている部品箱は、No75の分別基準に従って廃棄する	置場一覧(製造部管理)	—	製造部、部物部、生管部
	ヘルメット(バンブキャップ)	・サンバー購入のヘルメット	—	—	サンバー	—
	工具類	・使用できなくなった工具	ドライバー、インパクトレンチ、 電動インパクト、電動インパクト用バッテリー	—	保全工具室	—
他	動物の死骸	・工場内で見つけた動物の死骸	ハト、ヘビなど	カゴに連絡(担当:奥田様 TEL: 090-1230-1711)	—	全部署



別紙6

2021/6/21作成

(株)豊田自動織機 高浜工場

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【令和2年度 実績】

【令和3年度 計画】